

検見川ビーチステーション利用案内

■ 検見川ビーチステーションを利用できる方（団体を含む）

海辺の活性化に資する以下のボランティア活動又はイベント等を行う方

- ・ 稲毛海浜公園又は検見川の浜でのボランティア活動
- ・ 非営利目的のイベント等

※責任者は満 18 歳以上の方とします。

■ 貸出し条件

以下の用途での利用は不可です

- ・ 公序良俗に反する利用
- ・ 営利目的による利用
- ・ 政治活動又は宗教活動を目的とした利用
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員の利益になる場合
- ・ 危険な行為を伴う利用
- ・ その他、活動拠点の管理上、支障がある利用

具体的禁止事項

- ・ 他人に危害を及ぼす行為もしくは他人に迷惑となる行為
- ・ 建物や備品を毀損する恐れがある行為
- ・ 喫煙又は火気の利用
- ・ 動物類の持込み
- ・ 飲酒

■ 利用料金

無料

■ 貸出し可能日時

原則として毎日（12月29日から1月3日を除く）

①午前（8:30～12:30） ②午後（13:00～17:00） ③終日（8:30～17:00）のいずれか

■ 申込方法

①電話、メール又は FAX にて、スケジュールの空き状況についてお問い合わせください。

※メール又は FAX でお問い合わせの場合は、件名を「検見川ビーチステーション利用希望」とし、利用希望日時のほか、利用目的・概要、お問い合わせの方の氏名、団体名、ご連絡先をご記入ください。

②利用する2か月前から1週間前まで利用申込みを受け付けます。①の事前確認後、1週間以内（メール又は FAX でお問い合わせの場合は、市の返信から1週間以内）に申込書類を提出してください。

初回申込時は緑政課までお越しくください。2回目以降は、ちば電子申請サービス、FAX、メール、郵送でも受け付けます。

※同一日に対して複数の利用希望申込みがあった場合は、原則申込日順に利用者を選定します。

ただし、内容を精査の上、利用者を選定する場合があります。

※郵送での申込みの場合は、申込書投函後、緑政課（043-245-5789）へ電話連絡をお願いします。

■ 結果通知

申込書類を確認し、受付日から1週間以内（又は利用日の直前の開庁日のいずれか早い方）に申込方法に応じて利用可否の連絡をします。

■ 予約のキャンセルについて

都合により予約をキャンセルする場合、速やかにご連絡ください。

■ 鍵の受け渡し方法

ビーチステーションの外扉に付けている鍵箱の暗証番号をお伝えしますので、鍵箱から扉の鍵を出して扉を開けてください。

暗証番号は関係者以外には絶対に教えないようにしてください。

また、暗証番号は変更しないでください。変更して開かなくなってしまった場合は、鍵箱の交換費用を全額ご負担いただきます。

■ 利用状況の報告

ビーチステーション退出時には別紙「検見川ビーチステーション 使用後点検チェックリスト」をステーション内に置いてある紙ファイルに綴じてください。

また、利用日から一週間以内に利用状況の分かる写真等を提出してください（郵送、メールいずれも可）。

利用状況を確認して不適切な利用が認められた場合は、今後の利用をお断りすることがあります。

■ その他

机、イス等の機材、鍵等を破損・汚損・紛失された場合は、その修復等に係る費用を全額ご負担いただきます。なお、鍵を紛失された場合は、鍵交換作業及び掛かった費用をご負担いただくとともに、鍵交換が完了するまでに生じた破損・汚損等についても全額ご負担いただきます。

■ 個人情報の取り扱い

情報は検見川ビーチステーションの利用に係る連絡等にのみ使用します。

■ 免責事項

検見川ビーチステーションの利用に係り、利用者が第三者へ損害を与えた場合、千葉市はその責を負わないものとします。

■ 申込書提出・お問い合わせ先

千葉市 都市局 公園緑地部 緑政課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 市役所新庁舎 高層棟4階

電話：043-245-5789 FAX：043-245-5885

E-mail：ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp